

小児形成外科分野指導医 申請書類提出におけるQ&A

(質問受付順)

2017/8/4現在

| No. | 関連 | 質問内容 | ⇒ | 回答 |
|-----|----------|--|---|--|
| 01. | 暫定措置に関して | 制度開始に伴う暫定措置に関して、当該年度での専門医更新予定者は暫定措置対象者になるのでしょうか？ | ⇒ | 暫定措置に関しては専門医を更新した者が対象となり、更新予定者については暫定措置対象外となります |
| 02. | 制度について | 細則はどちらに記載がありますか？ | ⇒ | 細則は施行細則を含め、学会HPに掲載がございます。 http://www.jsprs.or.jp/member/specialist/index.html#shouni |
| 03. | 研修暦について | 小児総合医療施設の一覧はありますか？ | ⇒ | 日本小児総合医療施設協議会のホームページに掲載がございます。 http://www.jachri.jp/ |
| 04. | 暫定措置に関して | 暫定措置に関して、常勤2年以上の在籍は研修医の期間は含めてよいのでしょうか？ | ⇒ | 小児総合医療施設またはそれに準じる施設、医育機関における”常勤として2年以上在籍”という期間には、初期臨床研修の2年間、スーパーローテイトの2年間は含めることは出来ません |
| 05. | 暫定措置に関して | 暫定措置として「医育機関に常勤として2年以上在籍し」にあたる在籍期間は専門医取得前の期間も含めてよいのでしょうか？また専門医取得前に2年以上、常勤として在籍した後、専門医取得後、すぐに関連病院の部長に転出した場合はいかがでしょうか？ | ⇒ | 専門医取得前の期間も含めても問題なく認められますが、初期研修・スーパーローテイト研修の期間は認められません。 |
| 06. | 申請資格について | 新規申請者も専門医を更新している必要はありますか？ | ⇒ | 暫定措置に関しては専門医を更新した者が対象となり、更新予定者については暫定措置対象外となりますが、新規で申請を頂く場合に関しては専門医を取得いただければ、更新の必要はございません |
| 07. | 研修暦について | 小児総合医療施設に準ずる施設の条件は、どの時点で満たしていれば良いのでしょうか？また施設が上記基準を満たしており、指導医の暫定措置による申請をしたいと考えたときには、事前に小児総合医療施設に準ずる施設を申請する必要があるのでしょうか？ | ⇒ | 申請者が在籍時にこの3項目を満たすことが必要です。申請時に3項目を確認できる書類を添付してください。この書類は病院長あるいは形成外科施設長が責任をもって作成してください。 |
| 08. | 研修暦について | 医育機関とはどのような機関を指しますか？また、それには大学付属病院分院も含まれるのでしょうか？ | ⇒ | 医育機関は基本的に形成外科診療科が独立している大学病院を対象としております。また、制度細則第19条における医育機関については、本院、分院を問わないが、いずれも申請者が在籍時に認定施設である場合に限りです |
| 09. | 申請書類について | 全身麻酔症例の証明書作成については、2016年1月1日から12月31日までの症例50例以上を1例ずつ書いた方が良いでしょうか、それとも分類ごとに何例、総計何例でよいのでしょうか？ | ⇒ | 手術については、在籍した年度（1月1日～12月31日）ごとに年令、診断名、手術名のリストを提出してください。 |
| 10. | 申請書類について | 「2、認定審査に必要な提出書類 9) 制度細則第7章第19条に該当する暫定措置1)～7)にて申請するものは、資格を有する条件を証明できるもの（推薦状や在籍証明書など）を提出すること。」 となっており、推薦状と在籍証明書の2通が必要なのでしょうか？あるいは、どちらか1通でよいのでしょうか？ | ⇒ | どちらか1通で構いません。 |
| 11. | 申請書類について | 9. 申請書類記入・作成に関する注意事項の5)にて、「推薦については、在籍していた施設の施設長あるいは、その後任者」となっております。大学病院の場合は、形成外科の講座責任者である主任教授でよいのでしょうか？それとも、大学病院の病院長の推薦が必要でしょうか？ | ⇒ | 大学の場合は主任教授でお願いいたします。 |
| 12. | 症例について | 年齢についても、先天性の場合は21歳以下、以外は15歳以下で件数をカウントしてよいのでしょうか？ | ⇒ | カウントして問題ございません。 |
| 13. | 研修暦について | 大学病院に大学院生として勤務しました。週5日以上勤務であり、主治医、当直などもあり常勤医と変わりが無い勤務形態でした。常勤としての定義をお聞かせください。また、勤務する上での立場（役職）で”医員”や”教員”、”大学院生”などさまざまな立場がありますが、申請上認められるのでしょうか？ | ⇒ | 1. 常勤とは週4日（32時間）以上勤務していることとします。 2. 施設内の立場は大学院生、教員、または医員等でも構わないが、勤務実態を含めて形成外科施設長が責任を持って推薦していただくこととなります。 |
| 14. | 研修暦について | 制度細則第7章第19条の5) 7) 5) では「1)（小児総合医療施設）または3)（それに準ずる施設）で合計2年以上在籍」と在籍期間の合算について記載していますが、7) では医育機関の在籍期間の合算について触れていません。例えば小児総合医療施設と医育機関（大学病院）の在籍期間を合算し2年以上とすることは認められるのでしょうか？ | ⇒ | 小児総合医療施設と医育機関（大学病院）の在籍期間を合算することは認めません。 |

小児形成外科分野指導医 申請書類提出におけるQ&A

(質問受付順)

2017/8/4現在

| No. | 関連 | 質問内容 | ⇒ | 回答 |
|-----|--------|---|---|--|
| 15. | 症例について | 顎変形症・咬合異常（唇顎口蓋裂によらないもの）は先天異常なのでしょうか？ 分類上a)～f)のどれに該当するのでしょうか？ | ⇒ | 先天異常に該当し、c) 顔面・頸部・耳介の先天異常、変形に対する手術に分類されます。 |